

◆(公社)日本馬術連盟への入会案内

- ・個人会員の方は、都道府県馬術連盟の会員であることが必須条件となっております。
- ・団体会員の方は、都道府県馬術連盟会員であるか、組成団体会員であることが必須条件となっております。
- ・個人会員、団体会員で日本馬術連盟会員をご希望される方は、
当連盟入会金・年会費と同時に日本馬術連盟入会金及び年会費を合算し納入してください。
当連盟より、日本馬術連盟へ送金いたします。

入会金及び年会費

	個人会員	団体会員
入会金	¥13,000 内訳：日本馬術連盟 10,000円 東京都術連盟 3,000円	¥20,000 内訳：日本馬術連盟 10,000円 東京都術連盟 10,000円
年会費	¥20,000 内訳：日本馬術連盟 10,000円 東京都術連盟 10,000円	¥40,000 内訳：日本馬術連盟 30,000円 東京都術連盟 10,000円